

次に、戸籍法につきましては、第一に、国籍法の改正に伴い、国籍の選択の宣言の届出及び外国の国籍の喪失の届出等に関し所要の規定を設けるとともに、国籍の留保の届出についても、その届出の期間を伸長し、届出人の範囲を広げること。第二に、外国人との婚姻の場合についても婚姻による新戸籍を編製すること。また、外国人と婚姻をした者その他について氏の変更の特例を設けると等であります。

委員会におきましては、今回の法改正と憲法との関係、国籍の法的性格、重国籍者及び無国籍者の法的地位、国籍

の留保制度及び選択制度の必要性、沖縄の無国籍児の救済、戸籍における外国国籍の記載、法例の改正等について質疑が重ねられたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○外務委員会

条 約（一二件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
1	北西太平洋のソウイェト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソウイェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定の締結について承認を求めるの件		五、三三三	五、三三六 受領	五、三三七 付託 (子)承認	五、三三六 付託 承認	

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
11	民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件		五、四二〇	五、五八	付託(予)承認 五、四二〇 五、五二〇 五、五二一	付託(予)承認 五、四二〇 五、四二七 五、五八	
12	北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件		五、八	五、八	付託(予)承認 五、八 五、九	付託(予)承認 五、八 五、八	

内閣提出法律案(一件)

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
13	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案		五、二三	五、三三	付託(予)承認 五、二三 五、三三 五、三三	付託(予)承認 五、二三 五、三三 五、三三	

<p>北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一号) (衆議院送付)</p>	<p>要旨</p> <p style="text-align: center;">五八、二一、二七 内閣提出 一一、二八 衆承認 一一、二八 参承認</p>
---	--

この議定書は、一九七七年（昭和五十二年）五月に署名され、その後六度にわたつて有効期間が延長された北太平洋のソ連の地先沖合における一九七七年の漁業に関する日本国とソ連との間の協定が本年末をもつて失効することにかんがみ、その有効期間を明年十二月三十一日までさらに一年間延長すること、両政府の代表者は明後年以降の漁獲の問題に関して明年十一月二十一日までに会合し協議すること等を定めたものである。

なお、両国の水産当局間の書簡において、ソ連の二百海里漁業水域における明年の我が方の漁獲割当量を七十万トンと定めている。

委員長報告

ただいま議題となりました議定書二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

北西太平洋のソ連の地先沖合における一九七七年の漁業に関するソ連との協定及び日本国の地先沖合における一九七七年の漁業に関するソ連との協定の有効期間は、今日まで一年ごとに延長されてまいりまして、いずれも本年末に満了することとなっております。今回の二つの議定書は、

両協定の有効期間を明年末までさらに一年間延長するとともに、明後年以降の漁獲の問題に関して明年十一月二十一日までに会合し協議することを定めたものであります。

なお、明年のソ連の二百海里漁業水域における我が方の漁獲割当量と我が国の二百海里漁業水域におけるソ連の漁獲割当量は、それぞれ七十万トン及び六十四万トンとなっております。また、我が方は、ソ連側から要望のあった休養、補給のためのソ連漁船の我が国への寄港について、相互主義の確保等一定の条件のもとで我が国の法令に従い認める用意がある旨を表明しております。

委員会における質疑の詳細は、会議録によって御承知を願います。

本日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めらるの件（閣条第二号）（衆議院送付）

五八、一一、二七 内閣提出

一一、二八 衆承認

一一、二八 参承認

要旨

この議定書は、一九七七年（昭和五十二年）八月に署名され、その後六度にわたつて有効期間が延長された日本国の地先沖合における一九七七年の漁業に関する日本国とソ連との間の協定が本年末をもつて失効することにかんがみ、その有効期間を明年十二月三十一日までさらに一年間延長すること、両政府の代表者は明後年以降の漁獲の問題に関して明年十一月二十一日までに会合し協議すること等を定めたものである。

なお、両国の水産当局間の書簡において、我が国の二百海里漁業水域における明年のソ連に対する漁獲割当量を六

十四万トンと定めている。また、日本側は、ソ連側から要望のあつた休養、補給のためのソ連漁船の我が国への寄港を相互主義の確保等一定の条件の下で我が国の国内法令に従い認める用意がある旨表明した。

委員長報告

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めらるの件の委員長報告参照

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めらるの件（閣条第三号）（衆議院送付）

五九、三、九 内閣提出

四、五 衆承認

四、二〇 参承認

要旨

この協定は、昨年九月六日北京において署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

- 一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合に限り、かつ、当該恒久的施設に帰属する所得に対してのみ、相手国で課税される。
- 二、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにより生ずる所得については、相手国の租税が免除される。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国の租税が軽減される。
- 四、短期滞在者、教授、学生等の所得については、一定の条件の下に滞在地国の租税が免除される。
- 五、二重課税の排除の方法は、それぞれの国内法に従つて、ともに「外国税額控除方式」とする。なお、一定の投資所得等については、我が国において「みなし外国税額控除」を認める。

委員長報告

日本国とマレイシアとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）（衆議院送付）

五九、三、九 内閣提出

四、五 衆承認

四、二〇 参承認

要旨

我が国とスリ・ランカとの間の定期航空路開設については、一九六六年（昭和四十一年）以来スリ・ランカ側より累次にわたりその旨の希望が表明されてきたが、近年に至り、両国間の貿易、投資等の経済関係の緊密化に伴い、航空運輸需要がほぼ直通航空路を開設するに足る状況になつたと判断されること及び両国間の伝統的友好関係にかんがみ、我が国としても航空協定の締結交渉を行うこととし、交渉の結果、昨年九月協定案文について最終的合意に達したので、本年二月この協定の署名が行われたものである。

この協定は、我が国とスリ・ランカとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営につい

ての手續及び条件等を規定するとともに、両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行うことができる路線を定めてい
る。

委員長報告

日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めの件（閣条第五号）（先議）

五九、 三、一六 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一八 衆承認

要旨

我が国と諸外国との郵便為替の交換は、一般的には、万国郵便連合（U P U）の郵便為替及び郵便旅行小為替に關する約定によつて規律されている。しかし、マレーシアはこの多数国間の約定の締約国ではないので、同国との間で

郵便為替を直接交換するためには、二国間の約定を新たに締結する必要がある。このため両国間で交渉を行った結果、昨年十一月十八日にこの約定の署名を行ったものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、両国間において郵便為替を常時交換する。

二、郵便為替の種類及び交換方式は、両国郵政庁間の合意により定める。

三、郵便為替の金額は、払渡国の通貨をもつて表示し、郵便為替一口の金額の限度は、両国郵政庁間の合意により定める。

四、両国の郵政庁は、この約定に基づく業務に対して徴収する諸料金をそれぞれ定めるとともに、徴収した料金の一定の割合に相当する金額を他方の郵政庁に支払う。

五、両国郵政庁間の決済は、両国の郵政庁が合意する条件で行う。

六、この約定の実施を確保するために必要な事項は、両国郵政庁間の合意により定める。

委員長報告

ただいま議題となりました条約五件につきまして、外務

委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、マレーシアとの国際郵便為替の交換に関する約定は、我が国とマレーシアとの間で郵便為替を直接交換するため、交換の方式、表示通貨、料金等について定めたものであります。

次に、ペルーとの文化協定は、戦後我が国が諸外国と締結した文化協定とほぼ同様の内容のものであります。我が国とペルーとの間で学者、学生、芸術家の交換等、文化及び教育の分野における各種の交流を奨励し、便宜を与えること等を規定したものであります。

次に、国際電気通信条約及び選択追加議定書は、一九七三年の国際電気通信条約及び選択追加議定書にかわるものであります。条約は、国際電気通信連合の機構、業務等について定めるほか、国際電気通信業務の運用に関する基本的事項を規定しており、選択追加議定書は、条約当事国間の紛争を義務的仲裁に付することができるようにするための手続を定めたものであります。

次に、中国との租税協定は、我が国と中国との間で、相手国で事業を営む場合の企業利得に対する相手国の課税基準、国際運輸業所得に対する相手国の租税の免除、配当、

利子及び使用料に対する源泉地国の租税の軽減等を定めるとともに、それぞれの国内法に従って二重課税を排除する方法を規定したものであります。

最後に、スリ・ランカとの航空協定は、我が国とスリ・ランカとの間の定期航空業務を開設するため、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を取り決めるとともに、両国の指定航空企業の運営路線を定めたものであります。

委員会におきましては、文化交流の進め方、医師の免許等の国際的互換性、留学生の受け入れ態勢、国際電気通信連合の経費の分担、中国への企業進出と技術移転等の諸問題につき熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

以上五件のうち、マレーシアとの国際郵便為替の交換に関する約定、ペルーとの文化協定並びに国際電気通信条約及び選択追加議定書の三件は去る十七日に、また中国との租税協定及びスリ・ランカとの航空協定の両件は昨十九日に、それぞれ質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告いたします。

日本国政府とペルー共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）（先議）

五九、三、二七 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一八 衆承認

要旨

この協定は、昭和五十七年六月、鈴木前総理大臣がペルーを訪問した際に締結交渉の開始を合意し、その後交渉の結果、本年三月十五日にリマにおいて署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、両国政府は、(一)学者、学生、芸術家等の交換、(二)文化・教育研究機関の間の協力、(三)新聞、ラジオ、テレビ、映画等の交流、(四)青少年、スポーツ団体等の交流及び(五)観光旅行を奨励し、あるいは容易にする。

二、各国政府は、(一)自国の大学等における相手国の歴史、文化等の教育・研究、(二)出版物、ラジオ・テレビ番組、美術展覧会、セミナー等の手段による相手国の文化、歴史、生活様式等の理解及び(三)相手国の国民等により製作

された著作物の翻訳、出版等を奨励し、あるいは容易にする。

三、各国政府は、他方の国の国民に対し、(一)修学等のための奨学金等の供与及び(二)博物館、図書館等の利用について便宜を与える。

四、両国政府は、他方の国において取得される学位、資格証書等が、それぞれの国において同等の価値を認められるための範囲及び条件について研究する。

五、両国政府は、この協定の実施を確保するため、随時協議を行う。

委員長報告

日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照
千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）（衆議院送付）

五九、三、二七 内閣提出

四、一九 衆承認

要旨

この協定は、国連貿易開発会議の一次産品総合計画の対象産品十八品目の一つである熱帯木材に関する商品協定として、昨年十一月にジュネーブで開催された国連主催の交渉会議において採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

一、この協定の目的は、「研究及び開発」、「市場情報」、「生産国における加工度の向上」並びに「造林及び森林経営」の分野における生産国と消費国の協力の促進を通じ、熱帯木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もつて生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することにある。

二、この協定の運用と実施の監視のために国際熱帯木材機関を設立する。機関の最高機関は全加盟国で構成される国際熱帯木材理事会とし、その下に常設委員会及び事務局を置く。常設委員会として「経済情報及び市場情報に関する委員会」、「造林及び森林経営に関する委員会」並びに「林産業に関する委員会」の三つを設置する。「研

究及び開発」は各常設委員会の共通の任務とする。

三、機関に、運営勘定と特別勘定とを置く。運営勘定は協定の運用に要する費用を支弁し、加盟国の分担金によつて賄われる。特別勘定は「研究及び開発」等に関する事業に係る費用を負担し、その資金は一次産品のための共通基金の第二勘定、地域金融機関及び国際金融機関並びに任意拠出の三つから調達することができる。

四、理事会は、「研究及び開発」、「市場情報」、「生産国における加工度の向上」並びに「造林及び森林経営」の分野におけるすべての事業計画案を検討し、同時に、関連する委員会が提出する勧告を検討した後、一定の基準に基づき、特別多数票による議決でこれを承認する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、千九百八十三年の国際熱帯木材協定は、研究開発等の事業の実施を通じて熱帯木材生産国の輸出収入の安定を図ることを目的とするものでありまして、国際熱帯木材機関の設立、事業活動を実施するための手続等について定

めております。

次に、出版物の国際交換に関する条約並びに国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約は、いずれも昭和三十三年の第十回ユネスコ総会で採択されたものでありまして、前者は、政府機関及び非営利的な非政府団体の間の出版物の国際交換を奨励し、かつ容易にすることを目的とし、後者は、国家間における公の出版物及び政府の文書の交換を促進することを目的として、それぞれ対象とする出版物の範囲、国の交換当局の任務、運送費の負担、関税上の便益等について定めております。

委員会におきましては、森林の保護とこれに対する我が国の協力の問題、出版物の国際交換の今後の進め方等につき熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨二十六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約（千九百八十二年ナイロビ）の選択追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）（先議）

五九、三、二七 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一八 衆承認

要旨

この条約及び選択追加議定書は、一九八二年（昭和五十七年）十一月にケニアのナイロビで開催された国際電気通信連合の全権委員会議において、一九七三年の国際電気通信条約及び選択追加議定書に代わるものとして作成されたものである。この条約は国際電気通信連合の基本的文書であつて、一九七三年の条約に対し主として次のような改正が加えられている。

一、連合の目的に開発途上国に対する技術援助の促進及び提供を加えるとともに、連合の経費に開発途上国のための技術協力及び技術援助に関する費用を加えたこと。

二、全権委員会議の間隔は六年を超えてはならないとした

こと及び全権委員会議の任務に国際諮問委員会の委員長
の選挙を加えたこと。

三、管理理事会の理事国の数を三十六から四十一に増加し
たこと。

四、事務総局長及び事務総局次長の再選は一回に限ること
としたこと。

五、宇宙無線通信のための周波数及び対地静止衛星軌道の
使用に当たり開発途上国の特別な必要性等を考慮する規
定を加えたこと。

六、連合の経費の分担等級に、新たに四十単位等級、三十
五単位等級、四分の一単位等級及び後発開発途上国等の
ための八分の一単位等級を加えたこと。

また、選択追加議定書は前記条約関係から生ずる紛争を
義務的仲裁に付することができるようにするものであつて、
旧議定書に比し実質的な改正は行われていない。

委員長報告

日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に關す
る約定の締結について承認を求めるとの件の委員長報告参照

出版物の国際交換に關する条約の締結について承認を求め
るの件（閣条第九号）（衆議院送付）

五九、 三、二七 内閣提出

四、一九 衆承認

四、二七 参承認

要旨

この条約は、政府機関及び非営利的な非政府団体の間の
出版物の国際交換を奨励しかつ容易にすることを主たる
目的として、一九五八年（昭和三十三年）十二月にパリで
開催された第十回国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）
総会で採択されたものであつて、主な内容は次のとおりで
ある。

一、教育的、法律的、科学技術的、文化的又は情報的な性
質を有する書籍、新聞、定期刊行物等の出版物及び「国
家間における公の出版物及び政府の文書の交換に關する
条約」が対象とする出版物は、この条約の適用上、交換
されるべき適当なものとみなすことができる。もつとも、
この条約は、秘密の文書等については適用しない。

二、締約国は、政府機関及び非営利的な非政府団体の間の出版物の交換の発展及び調整に関する任務を国の交換機関又は中央交換当局に委任することができる。

三、交換資料の送付は、関係当事者間で直接に又は交換当局を通じて行うことができる。送付が交換当局を通じて行われる場合には、締約国は、目的地までの送付の費用を負担するが、海上運送については、到着港の税関までの包装費及び運送費のみを支払う。

四、締約国は、自国の交換当局に対し、この条約に基づいて輸出入される資料について関税を免除し、かつ、通関手続等に関し最も有利な待遇を与える。

五、締約国は、この条約の運用に関する年次報告をユネスコに送付する。ユネスコは、この条約の運用に関する調書を作成して公表する。

六、ユネスコは、締約国からの要請に基づき、その計画及び資力の範囲内で技術上の援助を与える。

委員長報告

千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるとの件の委員長報告参照

国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるとの件（閣条第一〇号）（衆議院送付）

五九、三、二七 内閣提出

四、一九 衆承認

四、二七 参承認

要旨

この条約は、国家間における公の出版物及び政府の文書の交換を促進することを主たる目的として、一九五八年（昭和三十三年）十二月にパリで開催された第十回国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会で採択されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、議会の文書等の立法上の文書、統治機関による行政上の出版物等が、国の政府当局の命令及び経費で作成される場合には、公の出版物及び政府の文書とみなされるが、この条約の適用上、締約国は、交換資料とする公の出版物及び政府の文書を決定することができる。もつとも、この条約は、秘密の文書等については適用しない。

二、締約国においては、国の交換機関又は中央交換当局が交換の任務を遂行する。締約国は、国の交換機関又は中央交換当局に対し、交換すべき資料の入手に必要な権限及び交換の任務の遂行に十分な資力を与える。

三、交換のための公の出版物及び政府の文書の目録及び数量は、締約国の交換当局の間で合意する。

四、交換資料の送付は、交換当局又はその指名する受取人に対して直接行うことができる。送付を行う交換当局は、目的地までの送付の費用を負担するが、海上輸送については、到着港の税関までの包装費及び運送費のみを支払う。

五、締約国は、自国の交換当局に対し、この条約に基づいて輸出入される資料について関税を免除し、かつ、通関手続等に関し最も有利な待遇を与える。

六、締約国は、この条約の運用に関する年次報告をユネスコに送付する。ユネスコは、この条約の運用に関する調書を作成して公表する。

七、ユネスコは、締約国からの要請に基づき、その計画及び資力の範囲内で技術上の援助を与える。

委員長報告

千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めの件（閣条第一一号）（衆議院送付）

五九、 四、二〇 内閣提出

五、 八 衆承認

五、一一 参承認

要旨

民間航空機貿易協定は、民間航空機及び同部品等に係る世界貿易の最大限の自由化を図ることを目的とし、東京ラウンドの一環として一九七九年（昭和五十四年）四月に作成されたものであつて、附属書において、無税又は免税の対象となる産品の表を掲げている。

今回の改正は、協定に基づき設置された民間航空機貿易に関する委員会において附属書の内容を拡大することにつき検討が行われた結果、本年三月二十二日に決定されたもの

であつて、CCCN（関税協力理事会品目表）四桁ベースで、油圧用パイプ、熱交換器、蓄電池、光学用品等九品目を新たに追加し、原動機、ポンプ、自動データ処理機械等既存の十三品目の対象範囲をこれらの部分品をも含むものに拡大するものである。

委員長報告

ただいま議題となりました民間航空機貿易に関する協定附属書の改正につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

民間航空機貿易協定は、民間航空機及びその部品等に係る世界貿易の最大限の自由化を図ることを目的とするもので、東京ラウンドの一環として作成されたものであります。附属書において関税撤廃の対象となる産品の表を掲げております。

今回の改正は、その対象となる産品として油圧用パイプ等新たに九品目を追加し、また原動機等既存の十三品目について、対象範囲をこれらの部分品をも含むものに拡大するものであります。

委員会におきましては、この改正が我が国にもたらす利

益、航空技術の開発に対する政府の助成、この改正が我が国航空機産業の自主的發展に及ぼす影響等の諸問題につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件（閣条第一二号）（衆議院送付）

五九、五、八 内閣提出

五、八 衆承認

五、九 参承認

要旨

この議定書は、一九七八年（昭和五十三年）に締結された日ソ漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の我が国のさけ・ますの漁獲の

手続及び条件を定めるため交渉が行われた結果、去る五月七日に署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、ソ連の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の我が国のさけ・ます漁獲量は四万トンとし、禁漁区、漁期、漁具等についての規定に従つて漁獲を行う。

二、漁船又は乗組員がこの議定書の規定に違反した場合に、相手国の公務員はそれらを拿捕又は逮捕できる。その場合、相手国は、漁船又は乗組員をその所属国にできる限り速やかに引き渡さなければならない。裁判管轄権は漁船の所属国のみが有する。

三、この議定書は、本年十二月三十一日まで効力を有する。

委員長報告

ただいま議題となりました北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この議定書は、日ソ間の漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の我が国のさけ・ますの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、

違反に対する取締りの手続等を定めたものでありまして、ソ連の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の我が国の年間総漁獲量は四万トンとなっております。

委員会におきましては、さけ・ます資源の回復と漁獲量の確保、操業水域の転換、漁業協力費の算定基準、今後の北洋さけ・ます漁業等の諸問題につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨八日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告いたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）（衆議院送付）

五九、 二、二二 内閣提出

三、二九 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案の内容は次のとおりである。

- 一、東南アジアのブルネイ及びカリブ海にあるセント・クリストファー・ネイヴィースにそれぞれ大使館を設置する（前者は実館とし、後者は兼館とする予定である）。
- 二、右の各在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 三、ジュネーヴにある軍縮委員会日本政府代表部の名称を軍縮会議日本政府代表部に変更する。

委員長報告

ただいま議題となりました在外公館関係の法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、東南アジアのブルネイ及びカリブ海にあるセント・クリストファー・ネイヴィースにそれぞれ大使館を設置すること、軍縮委員会日本政府代表部の名称を軍縮会議日本政府代表部に変更すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、我が国とブルネイとの関係、外交実施体制の強化、在外勤務の環境整備等の問題のほか、

日中首脳会談、日米農産物交渉等の当面する外交上の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

本日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。